

第69回
埼玉県男女共同参画審議会

令和8年3月23日（月）

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

【布柴会長】 本日の議事に入りたいと思います。「本県の男女共同参画に関わる推進状況について」、資料1「みんなですすめよう男女共同参画（令和7年度年次報告）」、資料2「本県の男女共同参画に係る推進状況」、資料3「市町村における男女共同参画施策の推進状況の概況について」、事務局からまとめて説明をお願いいたします。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 資料1から3までを説明させていただきます。なお、資料1「みんなですすめよう男女共同参画（令和7年度年次報告）」につきましては、条例に基づき、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を明らかにするために作成した年次報告書となっております。説明は、年次報告書から計画に関係するものを抽出して整理いたしました、資料2「本県の男女共同参画に係る推進状況」を使用して行いたいと存じます。

それでは資料2の1ページ目をお開きください。埼玉県男女共同参画基本計画に掲げる基本目標I-1「政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大」です。下のグラフは県と市町村それぞれの審議会等における女性委員割合で、令和7年4月1日時点の数字です。県で47.2%、市町村で30.2%という状況です。政策や方針の立案、及び決定の女性の参加が進んできてはおりますが、県全体としては十分と言えない状況です。

続いて2ページ。埼玉県男女共同参画基本計画の指標の状況ですが、上段の表「指標の状況」ですが、推進指標として、1「県の審議会などの委員に占める女性の割合」2「委員に占める女性の比率が40%~60%の審議会などの割合」がありまして、直近の実績などを灰色で着色して記載しています。その下の表、「推進項目・数値目標の状況」につきましては、埼玉県職員の女性管理職の割合です。令和7年度当初の時点で、上から順に、知事部局の女性管理職の割合が15.1%、教育局が16.8%、県立学校の教職員15.3%、市町村立小・中・特別支援学校教員は21.8%という状況です。

続いて3ページ。左上、「年次報告書」とありますが、このページは、資料1「年次報告書」に対応したページを掲載しています。「（本県における状況）」がその他関連するグラフを、「（施策の実施状況）」については、目標に応じた主な関連事業を掲載しています。主な関連事業は御覧の通りですが、このうち、「審議会及び協議会等への女性の登用促進要綱の推進」では、女性委員の登用が42%に達しない審議会担当部局に対して事前に協議を求めて、協議会・審議会設置要綱の見直しや、推薦団体に対して役職にとられない女性適任者の推薦を依頼するなどに取り組んでいます。

続いて4ページ。基本目標I-2「家庭と地域活動への男性の参画拡大」です。本県では、女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向がある中、女性の就業の継続や、男性が生涯にわたり豊かな人生を送る上でも、家庭と地域活動への参画拡大を求めることが必要です。左側のグラフは、県内中小企業の育児休業取得率ですが、令和6年度の男性の育児休業取得率は32.8%で、令和5年度から9.4ポイント上昇しております。

続いて5ページ。計画の推進指標として、「男性県職員の育児休業取得率」など3項目を設けています。

続いて6ページ。主な関連事業として、「多様な働き方の推進」や「企業内保育所利用促進」などに取り組んでいます。

続いて7ページ。基本目標Ⅱ-1「働く場における女性活躍の推進」です。本県の30代女性の就業率は上昇傾向にありますが、年代別の女性の就業率を見ますと、いわゆるM字型の底の部分は、本県の男性や全国の女性と比較すると若干低い状況です。本県の就業していない女性のうち、就業希望者の割合は全国でも高い状況であり、就業環境の一層の整備が求められています。

続いて8ページ。推進指標として、女性（30歳～39歳、40～49歳）の就業率を掲げ、主な関連事業として、正規雇用での就業を目指す女性を対象とした就業の支援、「働く女性のワンストップ支援拠点事業」などに取り組んでいます。

続いて9ページ。基本目標Ⅱ-2「男女ともに働きやすい職場環境づくり」です。家事・育児・介護等の多くを女性が担う状況がある中、性別にかかわらず、希望に応じて働き続けることができるよう、多様で柔軟な働き方の普及を図る必要があります。

続いて10ページ。左側のグラフは、女性の雇用者に占める非正規雇用者の割合です。本県の女性雇用者に占めるパート・アルバイトの比率は45.6%と、全国平均の41.4%よりも高い状況です。推進指標には、「多様な働き方実践企業の認定数」を掲げています。

続いて11ページ。主な関連事業ですが、多様な働き方の推進に取り組むとともに、「働きやすい職場環境づくり支援事業」として、働き方改革セミナーや働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣などに取り組んでいます。

続いて12ページ。基本目標Ⅲ-1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」です。県内のDV相談件数は、ここ数年、12,000件前後と高止まりの状態にあります。相談、保護、自立支援をしっかり進めるとともに、DV防止の意識啓発が強く求められています。

続いて13ページ。推進指標として、配偶者暴力相談支援センター設置市町村数、女性の安全・安心ネットワーク参加団体数を掲げています。

続いて14ページ。主な関連事業として、DV防止教育に関する指導者向けの研修や広報啓発活動を行うドメスティック・バイオレンス総合対策事業や、相談保護体制の充実などに取り組んでいます。

続いて15ページ。基本目標Ⅲ-2「生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重」です。未婚・離婚の増加などによる単身世帯や、ひとり親世帯の増加、雇用の不安など、経済的に困難を抱えやすい人が増加しています。誰もが自分らしく生きていけるよう、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

続いて16ページ。推進指標として、人権啓発事業の参加者数を掲げています。

続いて 17 ページ。主な関連事業として、性の多様性を尊重した社会づくりを、社会づくり推進事業などを行う他、生活保護となる恐れのある生活困窮者に対して自立促進などの支援を行っています。

続いて 18 ページ。基本目標Ⅲ-3 「生涯を通じた男女の健康支援」です。本県の健康寿命、健康寿命については、本県では 65 歳に達した県民が健康で充実した生活を送ることができる期間、具体的には、要介護 2 になるまでの期間としています。この健康寿命は、男女ともに延伸傾向にあり、生涯を通じた男女の健康支援するための総合的な対策が必要となります。

続いて 19 ページ。推進指標としては、健康寿命を掲げています。主な関連事業として、妊娠・出産についての普及啓発や相談支援のほか、不妊・不育症検査費用の一部助成を行う「新ウェルカムベビープロジェクト」などを実施しております。

続いて 20 ページ。基本目標Ⅲ-4 「男女共同参画の視点に立った防災対策の推進」です。災害時には、女性に対する様々な危険やリスクが高まるため、防災・災害復興時における意思決定過程や、現場における女性の参画拡大が大変重要です。県や市町村防災会議の委員や消防団員、自主防災組織などへの女性の参画促進を図る必要があります。

続いて 21 ページ。推進指標として、自主防災組織の組織率を掲げています。主な関連事業としては、若者を中心とした消防団加入促進の PR や防災講座への講師派遣等普及啓発動画の作成などに取り組んでいます。

続いて 22 ページ。基本目標Ⅳ-1 「固定的性別役割分担意識や偏見の解消」です。県の調査では、これまで増加傾向にあった「固定的な性別役割分担意識に『同意しない・同感しない』男性の割合」が一転、わずかに減少を見せました。加えて、依然として 4 割台前半が、「同感」ないし「どちらとも言えない」と回答しています。性別に関わりなく、個性や能力を発揮して活躍できるよう、固定的性別役割分担意識、性差に関する無意識の思い込みや偏見の解消などを進める必要があります。

続いて 23 ページ。推進指標として、固定的な性別役割分担に同感しない人の割合を掲げています。主な関連事業として、男女共同参画推進センターによる学習・研修、広報紙の発行などを行っています。

続いて 25 ページ。「男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」です。幼少の頃を含め、固定的性別役割分担意識や偏見を植え付けず、押し付けず、男女双方の意識を変えていく取り組みが極めて重要となっています。推進指標として、新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合を掲げています。主な関連事業として、県立高校就職支援アドバイザー配置事業や、男女共同参画推進センターの運営を通して、地域の男女共同参画の推進に取り組んでいます。

資料 2 の説明は以上です。

続いて資料 1 について、資料 2 では御報告できなかった部分について、一部、概要を御説明

します。71 ページの「男女共同参画配慮度評価」について。これは、男女共同参画基本計画を実効性あるものとするために、県施策について男女共同参画を推進する視点からの配慮の度合いを評価しているものです。

各課は、担当施策等の企画・立案・実施後の状況について、自己チェックを実施していただいております。年次報告書は、このほか、男女共同参画推進センター（With You さいたま）及び女性キャリアセンターの事業の概要と実績を掲載していますが、説明は割愛します。

資料1、資料2の説明は以上です。

引き続き、資料3を説明します。市町村における男女共同参画政策の推進状況の概要です。

1 ページ1「男女共同参画に関する条例を制定している市町村数」です。令和7年度は42市町で条例が制定されています。制定率は66.7%、全国第9位です。地図で見ますと、市レベルでの制定が進んでおり、町レベルではまだなかなか進んでいない状況です。

次に、2「男女共同参画の推進に関する計画を策定している市町村数」。令和5年度からすべての市町村が計画を作成しています。

続いて、3「男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制を有する市町村数」です。現在21市町で体制を敷いています。

続いて、4「DV対策に関する計画を策定している市町村」です。現在、全市町村で策定済みです。

続いて、5「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」、いわゆる「女活法」の計画。令和7年4月1日現在の策定市町村数は62ですが、令和8年4月1日からは63すべての市町村が策定することになります。

続いて3ページ。6「地方自治法に基づく審議会の女性の登用状況」です。下の地図は、市町村ごとの女性比率を色分けしたもので、女性比率30%以上の自治体が24あります。女性比率が最も高い自治体は、日高市の43.8%。2位は蕨市の38.5%でした。

続いて4ページ。7「男女共同参画推進施設、配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村数」です。令和7年4月1日で男女共同参画推進施設は21、配偶者暴力相談支援センターは25です。

以上で説明を終わります。

【布柴会長】 ありがとうございました。ただいま資料3までの事務局の説明について御意見・御質問等がございましたらお願いします。なお、意見・質問のある方は、「リアクション」の「挙手ボタン」でお知らせいただくか、マイクをオンにして、声を直接出していただければと思います。私の画面からは全員のお顔が見えませんが、よろしくをお願いします。

それでは柿沼委員、よろしくをお願いします。

【柿沼委員】 基本目標Ⅲ-1で、女性に対するあらゆる暴力の根絶の中で、1万2000件と高止まりの状態であるとのことですが、相談できなかった理由が、「相談するほどのことではないと思った」というのが男性も女性も一番多いのですけれど。それがこのDVの件数として上がってきている。当人たちの思いと現実との乖離というのはどのようなものなのか、もう少し具体的に説明していただければと思います。

【布柴会長】 ありがとうございます。事務局の方からお答えいただけますか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 はい。調べますので、少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

【布柴会長】 わかりました。では、あと何人か委員の方から意見、ご質問を伺ってから事務局の方でまとめて回答いただく形にしたいと思います。

それでは、他の委員の方から。御質問でも御意見でも結構ですし、ありましたら出していたいただければと思います。それでは、加藤委員、その後に知久委員をお願いします。

【加藤委員】 ご説明ありがとうございました。1点だけ質問させていただきたいのと、資料3の2ページ目の3。以前にも伺ったかもしれないですが、「男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制を有する市町村数」が、平成31年に23あったものが、令和7年は21で2つほど減っているのですが、これはどういう背景でそうなっているのか、もしおわかりになれば教えてください。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 はい。申し訳ございません、これも少しだけ時間をいただければと思います。

【布柴会長】 はい、ありがとうございます。では、後程、回答していただきます。では、知久委員、お願いいたします。

【知久委員】 資料2の23ページ、「固定的性別役割分担意識～男性は仕事、女性は家庭～」についてですが、グラフを見ますと、「同感する」が、平成21年から令和2年まで順調に下がってきていましたが、令和7年は、男性も女性も「同感する」が増えているのですが、これは、母集団が違うとか質問の仕方が違うとか、何か理由があるのかなと推測します。どうしてこうなったのか疑問に思ったものですから、何か理由があればと思います。

【布柴会長】 はい。ありがとうございます。以上、3つの質問がすでに来ておりますが、事務局の方で御回答できるところから回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 実態調査の性別役割分担意識の関係ですが、聞き方は、前回調査と厳密には違っています。前は、「同感」か「同感しない」の2択だったものを、今回、「どちらかといえば賛成」もしくは、「どちらかといえば反対」という中間的な設問を設定しました。まだ分析まで進んでおりませんが、それによる影響がどれくらいあったかというのは、現時点では不明でございます。

それと、苦情処理体制の関係で加藤委員から御質問いただいた件ですが、県も苦情処理の体制を持っていますので、中立性が求められるものを市町村で扱うのが適切でないというお考えがあったかもしれません。その場合に、県の体制でということが推察されます。以上です。

【布柴会長】 はい。ありがとうございます。知久委員、お願いします。

【知久委員】 今の話ですと、「どちらかといえば賛成」というものが「同感する」の中に含まれている、「同感する」の中には2種類が含まれているということでしょうか。「同感する」と「やや同感する」みたいな。そんなイメージでしょうか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 「賛成」、もしくは「どちらかといえば賛成」というのが、ありますので。

【知久委員】 そうすると、ちょっとニュアンスが変わりますね。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 そうですね。反対も同じように2種類を含みます。

【知久委員】 はい。ありがとうございました。

【布柴会長】 ありがとうございます。他に。柿沼委員への答えですね、お願いします。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 DVの相談できなかった理由のうち「相談するほどのことではないと思った」割合は男女ともに高い、ということについて、前回の調査と比較しますと、男性については、前回は60.9でしたので、今回50.7ということで、少し減っている状況です。ただ一方で、女性に関しては、前回調査が44.4だったところ、今回46.8で、少し増えている状況でございます。これにつきましては、男性については、男性のDV被害というも

のが世の中に少しずつ認知されつつあるので、それで減ってきているのかなと考えておりますが、一方で、女性が減らなかったというのは、確かにちょっと問題であるというふうに考えております。

ここについては、やはりご自身が受けていることが深刻なDVなんだという認識ができていない、我慢すればいいと思い込んでしまっている方が多いというところだと思いますので、ここについても引き続き、DVというものがどういうものなのか、どういう深刻なものなのかということを男女ともに周知をして、相談窓口につなげるよう取組をしていきたいと思っております。以上です。

【布柴会長】 はい。ありがとうございます。柿沼委員、お願いします。

【柿沼委員】 件数の移動についてはありがとうございました。DVということの意識はない中でDVが行われているということですが、件数として顕在化してくるためには、どのように発見があったのでしょうか。男女共同参画推進センター（With You さいたま）に相談があったというのはあるかもしれませんが、自分では、はたかれたり、暴言をされても、それがDVだと気づかなかったから、このぐらいはしょうがないと思っていたのかもしれませんが、それが件数として上がってくる過程を顕在化することについて、どんなふうに捉えられているのか、そこを教えていただきたいです。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 人権男女共同参画課です。この意識実態調査については、DVというものについて、身体的な暴力だけではなくて、経済的な暴力であったり、無視するなどの精神的なものも含めるという前提で調査を行っていて、例えば、無視された経験があるかとか、そういうことに該当するかどうかで回答をいただいています。

考えられることとしましては、身体的な暴力ではなくて、“モラハラ”のような精神的な暴力は受けたことがある、けれども、それについては相談するほどのことではないと思った、というふうに認識されている方が多いかと思っておりますので、やはり身体的な暴力だけではなくて、経済的・精神的な暴力についても、それがDVに該当するんだということを認識していただく必要があると思っております。以上です。

【柿沼委員】 はい。これからも男女ともに啓発のますますの充実をよろしく願いいたします。以上です。ありがとうございました。

【布柴会長】 それでは他に、他の委員から何か御意見等ございますか。何度でも結構ですけれども、御意見等ございましたら、出していただければと思います。

それでは加藤委員、お願いいたします。

【加藤委員】 コメントなのですが。先ほども御質問があった性別役割分担意識の変容なのですが、確かに前回、令和2年度と令和7年度で質問の選択肢の作り方自体が違うので、あまり細かい上下にこだわる必要はないかもしれないですけども、そのことを勘案しても興味深い点ではあるので。今日の配布資料ではなく、送っていただいた報告書の冊子の方。新しい報告書の45ページに年齢階層別のグラフ、年齢階層別の時系列の比較も出ていまして、それを見ると、女性の20代、30代に「同感する」という人たちが劇的に増えているんですね。女性の比較的若年層が、性別役割意識を強めているという傾向が読み取れますので、先ほどの質問の作り方が変わったという注意点を勘案しても、これは非常に注目すべき現象だと思いますので、今後、分析の際には、その辺を是非注目して進めていただけたらいいかなと思います。以上です。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 ありがとうございます。

【布柴会長】 ありがとうございます。データを取った後の分析をどうしていくかということがまた、今後の施策に反映するときにとっても重要な要素になっていくのかなという御意見だったかと思います。引き続き、事務局の方でも、データを取った後の分析、どう読み取っていくかというところを、いろいろ試行錯誤していただけるとありがたく存じます。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

私の方からよろしいでしょうか。埼玉県内市町の状況を見ますと、東の方は、結構、女性の活躍推進、いろいろな意味でパーセンテージが非常に進んでいるんですね。やはりどうしても西の方になってくると低い状況になってくるということで、明らかに地域の差があるのが見えてくるわけです。このような埼玉県に関するデータを取得した際に、埼玉県内の地域によってのデータを個別に分析したりしているのでしょうか。伝統的な固定的役割意識が進んでないところでは傾向が強いとか、そういったクロス集計的なことはしていらっしゃるでしょうか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 実態調査の結果においては、地域別の表を設けているものはございますが、それを経年で過去のものとは比べて分析したものは、今のところございません。

【布柴会長】 わかりました。ないのでよくわからないという理解でよろしいでしょうか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 今後、先ほどの加藤委員の御意見も踏まえまして、データについて分析して参りたいと思います。

【布柴会長】 ありがとうございます。やはり、地域というものが、文化、価値観がかなり影響している可能性があります。今後、政策を推進していくときの貴重なデータになっていく、エビデンスになっていくかと思っておりますので、よろしくお願いします。

そういった意味では、日高市は、非常に女性の活躍推進が進んでいると見受けられるわけですが、蕨市なども先ほど名前があがっていましたが、進んでいるところと進んでいないところと、どこに違いがあるのかなど、何か情報をお持ちですか。その差がわかれば、このような施策をしたことによって、ここまでパーセンテージが上がってきたんだ、ということの好事例になっていくかと思うのですが。その辺は何か情報ありましたら教えていただければと思います。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 人権・男女共同参画課です。ありがとうございます。申し訳ございません、日高市、蕨市が高いという御報告をさせていただきましたが、理由については把握ができておりませんので、その内容を両市に確認した上で、他の市町にも提供していきたいと思っております。これから検討させていただきます。

【布柴会長】 ありがとうございます。よろしくお願いします。それでは柿沼委員、お願いします。

【柿沼委員】 63 市町村の首長さんに働きかけることが非常に重要だと思います。それから、それぞれの議会に女性議員がどれほどいるかということも大きな働きかけになるかと思えます。そういった中で、この表でみると、西の方とか東の方はいいのですが、どちらかといえば、山間部で女性活躍の部分が少ないのですが、地域性と、それから居住地の地形やいろいろな部分もあるかなという気もいたします。知事はジェンダー主流化を進めているトップランナーですので、首長会で話をしていただけるとか、そういう働きかけを是非お願いできればと思います。

首長は横並びで隣はどうかというのを見て、いろんな政策を決めるところがあって、男性の首長さんは多いですから、是非働きかけをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。貴重な意見をいただいたかと思っておりますが、事務局の皆様、よろしいでしょうか。今の柿沼委員の意見に関しまして。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 人権・男女共同参画課です。柿沼委員、ありがとうございます。おっしゃる通り、埼玉県はジェンダー主流化を知事筆頭に進めておりますので、引き続き、各市町村に積極的に働きかけさせていただきます。よろしくお願いします。

【布柴会長】 ありがとうございます。他の委員の皆様、御意見、あるいは御質問でも結構です。意見がある方は、「手を挙げる」ボタンを押していただくかミュート解除でお声を直接出していただければと思いますがいかがでしょうか。徳田委員、お願いいたします。

【徳田委員】 先ほどのDVのところ、基本目標Ⅲ-1には、「加害者にならないように、DV防止に対する意識啓発が強く求められる」となっているのですが、資料1を拝見していると、加害者に向けたプログラムがあまり…見落としていたら申し訳ないのですが、割と被害者支援にすごく力を入れているのかなという印象を受けています。加害者に対するプログラムの提供などは県の方で何かなさっているのか、教えていただきたいと思いました。

【布柴会長】 事務局の方はいかがでしょうか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 人権・男女共同参画課です。徳田委員がおっしゃる通り、加害者プログラムにつきましては、必要性は感じていたところですが、実際には、令和7年度まで具体的なものはできておりませんで、研究をするというところで止まってしまっていました。来年度、令和8年度から新規事業ということで、予算を計上させていただきますので、来年度からは加害者に対するプログラムを埼玉県でも実施していきたいと考えております。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。徳田委員、何か付け加えることはございますか。

【徳田委員】 ありがとうございます。私は弁護士なので、事件の関係でよく見るのですが、本当に加害者意識がない方がすごく多いなという印象を持っているので、是非、加害者に向けたプログラムの充実をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【布柴会長】 ありがとうございます。他に御意見等ございませんか。土井委員、お願いします。

【土井委員】 ここまでDVに関する加害者、被害者に関する予防等の啓発等についても

発言があったかと思しますので、それについて意見を述べたいと思います。

昨今、国の方でも推進されている「生命の安全教育」という名前で推進されているのは、性暴力の加害者、被害者、そして傍観者を生まないための教育かと存じますが、資料等から拝見しても、それに関する予算等は特に組み込まれていないようにお見受けします。実際に子どもたちが性暴力を認知して自分自身が加害者にも被害者にもそして傍観者にもならないようにしていくという取組を、やはり教育現場の中で取り組んでいくことがすごく重要ではないかと思っておりますので、埼玉県としての見解や、今後の動きなどについてももし何かありましたらまた教えていただければと存じます。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。事務局の方いかがでしょうか。

【事務局（人権教育課）】 人権教育課です。「生命の安全教育」についてです。昨年3月に、埼玉県の「子ども・若者計画」が策定されまして、その中で、「生命の安全教育」を県としても取り組んでいくということで示されているところです。

「生命の安全教育」は、人権教育課と保健体育課が中心になって、まず教職員に対する研修や、子どもたちを指導するに当たりどういうところを注意していけばよいか、文部科学省の方で教材を作っておりますので、それを学校で活用してしっかり取り組んでいただくよう、教職員研修等で働きかけているところです。

子ども若者の計画でも、11年度までに学校での取組を100%にするということで進めているところですので、今後、しっかり働きかけをして100%を目指して取り組んでいきたいと考えています。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございました。土井委員から今の御回答に何かございましたらどうぞ。

【土井委員】 ありがとうございます。他県、例えば神奈川県などでは、生命の安全教育に関する県のガイドライン等を作成されているということもお聞きしております。埼玉県として、こちらに本気で取り組むための姿勢として、また新たなものがあれば是非伺っていきたいと思います。

また、資料の1の予算のところでは、「性に関する指導者普及推進事業」等もお見受けしました。昨今、包括的性教育の方が取り上げられており、この「生命の安全教育」というものもその中の1つに位置付けられていくものかと思しますので、こちらの様々ある、性にまつわること、男女共同参画に関する教育というものが、学校によって、またどこに所属するかによって質が変わることがないように、どの学校においてもすべての生徒・児童の皆さんがそういった

教育が受けられるような体制づくりを進めていただければと存じます。以上です。

【布柴会長】 どうぞ。何かありますか。

【事務局（人権教育課）】 はい。しっかりと対応していきたいと思います。ありがとうございます。

【布柴会長】 ありがとうございます。それでは、この後、休憩時間を10分とりたいと思いますが、その前に、何か御質問ある方、コメントある方がいらっしゃいましたら、あと1人ぐらいかなと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今から10分間の休憩を取りたいと思います。再開は14時40分にさせていただきます。お疲れ様です。

（休憩・再開）

【布柴会長】 それでは、14時40分になりましたので、議事を再開したいと思います。続きまして、議事（2）次期男女共同参画基本計画等の策定について。資料4について説明をお願いします。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 それでは、次期埼玉県男女共同参画基本計画の策定について御説明します。資料4の1ページ目「1 計画の位置付け」。計画の位置付けは、男女共同参画社会基本法に基づく計画である他、これまでと同様に一部を女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としております。次期計画では、これまで男女共同参画基本計画の下位計画として位置付けられていた、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」並びに「困難な問題を抱える女性支援基本計画」を統合し、一体的に施策を推進するものとします。

2 「計画の期間」ですが、令和9年度から13年度の5年間です。

3 「計画策定の考え方」ですが、計画策定に当たっては、継続性に配慮し、現行計画を継承しつつ、国の第6次男女共同参画基本計画、社会情勢の変化、意識・実態調査の結果などを踏まえ、策定するものとします。

4 「社会情勢の変化と課題」ですが、国の基本計画の考え方、意識・実態調査などの結果を踏まえ、主な社会情勢の変化と課題を抽出しています。女性の正規雇用比率は改善傾向にあり、働き方改革も進み、様々な場での価値観の醸成が進んでいますが、課題として、根強く固定的性別役割分担意識が残っています。また、人口減少、独居高齢者の増加という点も課題としてとらえております。さらに、ジェンダーに基づく暴力根絶の認識は広がってきていますが、潜

在化しやすい、DV、性暴力等の防止と被害回復などは課題として残っているものと認識しています。

5「計画を推進するための基本的な視点」としまして、これらの社会情勢の変化・課題と、条例の基本理念を踏まえ、計画を推進するための基本的な視点をここで設定しています。黒字の部分は、現行計画と同様です。赤字部分は、今回、修正等があった部分です。国の第6次計画、県の最も基本的な計画である「5ヵ年計画」において、「Well-being」という言葉が示されています。これを基本的な考え方として計画に取り入れたいと思います。5の4番目は、今回、DV防止計画と困難女性支援計画を統合することから、新たに盛り込んだものです。5番目は、従前から取り組んで参りましたが、新たにジェンダー主流化の視点を施策全体に取り入れるということを盛り込んだものとしています。

スライド2枚目。続きまして、体系案を御説明します。現行計画の体系との変更点などを中心に説明いたします。計画の目標案として、「男女共同参画社会の実現」としています。計画の副題は、後程、改めて御説明します。

全体の計画ですが、現行の計画を踏まえ、「目指す姿」を4項目、それに紐づく「基本目標」、具体的な内容を整理した「施策の基本的方向」、この3つを設定しています。

現行の計画から引き続き、基本目標Ⅱ-1、Ⅱ-2については、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画として構成した案としております。また、基本目標Ⅲ-1、Ⅲ-2を、配偶者暴力防止法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を根拠に策定していた、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画と困難な問題を抱える女性支援基本計画の項目を取り込み、まとめて構成したものです。

資料の右側、「施策の基本的方向」を御覧ください。赤字の項目は、新規項目及び一部新規の項目です。基本目標Ⅲ-1①について。来年度の新規事業として、男性DV被害者への支援を強化することから、一部新規と設定しています。それと、基本目標Ⅳ-1③について。ジェンダー主流化を新規項目としています。ジェンダー主流化の取組を踏まえて、企画立案・実施に当たっては、ジェンダー主流化の視点を取り込むことを内容としています。その他、オレンジ色については、国の6次計画の文言の変更などを踏まえて表現を変更している部分です。青字は、DV防止計画、困難女性支援計画から取り入れた項目となっています。

続いて、スライド3枚目です。計画目標の副題案を仮案として、3案を提示させていただきます。①が「多様な個性と能力が輝く、誰もが活躍できる埼玉へ」、②が「あらゆる人権が尊重され、ジェンダー平等実現の埼玉へ」、③が、「誰もが暮らしやすい、Well-being 実現の埼玉へ」。Well-being については、国の第6次計画にも、身体的、精神的、社会的に「良い状態」を表す非常に幅広い概念とされているということです。

続きまして、計画策定のスケジュールは、資料の通りです。本日の審議を踏まえて、4月から事務局で計画の素案を作成してまいります。7月に令和8年度第1回審議会、9月頃に第2

回審議会で計画案について御審議いただきます。その結果を反映して、令和8年10月に県民コメントを実施する予定です。県民コメントの結果を反映の上、12月に知事へ答申をいただきたいと思います。計画は県議会での審議を経て、年度末に策定というスケジュールになっています。計画策定についての説明は以上となりますが、現時点で御意見等がございましたら、いただきたいと思います。以上です。

【布柴会長】 御説明いただき、ありがとうございます。それでは、ただいまの資料4の事務局の説明について、御意見、御質問等がございましたらお願いします。意見質問ある方は、リアクションの挙手ボタンでお知らせいただくか、マイクをオンにして声をかけてください。なお、この質疑応答に関しましては、次期の埼玉県男女共同参画基本計画に反映する内容になりますので、質疑応答の時間は結構長く頂戴しています。大体3時半ぐらいをめどに、いろいろな御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。それでは、委員の方から何か御質問あるいは御意見等ございましたら、お出しただければと思います。よろしくお願いします。

副題の案の提案も御提示いただいていますので、今3つの案が出ているそうですけれども、どれがいいんじゃないかといった御意見も、今の段階では自由に伺っていいということですね。今日決めるというわけではなくて、いろいろな角度から御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは加邊委員、お願いします。

【加邊委員】 選択的夫婦別姓問題なのですが。これは Well-being にも関係してくるし、いろんなところで、男女平等というか、権利というようなことで、結構かなり大きな課題なのですけれど、どこにも表現がないものですから。どこにどう表現するのか、あるいは、あまりここで触るのは良くないことなのか、よくわからないまま質問させていただいていますが、どのようなものでしょうか。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 人権・男女共同参画課です。選択的夫婦別姓の関係についての御質問かと思いますが、この案が埼玉県の男女共同参画基本計画でありまして、県単独で選択的夫婦別姓を検討するというのはやはり難しいので、今の案には入っておりません。選択的夫婦別姓がどうかということについては、先日、国で閣議決定された基本計画等では、選択的夫婦別姓ではなくて、旧姓の単独記載という案が、という話になっています。これにつきましては、県としては、国の動きを注視して、動向を見ていきたいと考えており、今回

の計画案には特には入れていないというところです。以上です。

【布柴会長】 加邊委員、いかがでしょうか。

【加邊委員】 そういう回答があるだろうというのを思いながら質問したのですけれど。国がやるので、県段階ではなかなか難しいということで。ただ、私としては、どこかが掲げないと議論にならない気がして。何か表現はいろいろあるかとは思うのですけれども。そこら辺で、「さすが埼玉県だな」というような…私は今、県外に住んでいて、そんなことは言えないのですけど。そういうのはどうなのかなと思った次第です。回答についてはよくわかったつもりですが、意見として言わせていただくということで結構です。以上です。

【布柴会長】 はい。柿沼委員、お願いします。

【柿沼委員】 私も、選択的夫婦別姓について、国が旧姓使用を法制化という向きになってきていますので、少し心配していたのですが。「社会情勢の変化と課題」の中で、「課題」の欄がありますよね。そこで、旧姓使用という話もあるが、埼玉県としては、男女共同参画の視点から、選択的夫婦別姓についても今後も検討を重ねていく、とか。法律ですから、1 県ではできませんが、県としてはそういう方向を失っていないんだということを、この課題の中に 1 行明記して残しておくとか。何かそういう方法をとっておいた方が、県議会からも国の方に「選択的夫婦別姓の導入」ということをきちんと意見具申はされているわけですよね。高市政権になって、旧姓使用をとって、選択的夫婦別姓がしぼんでしまったのですが。世の中は動いておりますので、少し長くなるかもしれませんが、課題の 1 つに残しておいた方がいいのではないかと思います。

【布柴会長】 ありがとうございます。今の柿沼委員、加邊委員から、選択的夫婦別姓について、県としての姿勢もどこかに記しておく必要があるのではないかという、大変貴重な御意見を伺ったと思います。

その辺に関しては、私も同意見です。昨年度来、私は、衆議院の法務委員会に行って、選択的夫婦別姓について参考人として発言をして参りました。そこに経団連の代表の方、連合の代表の方も一緒に参考人として答弁をさせていただいて、経団連でも、とにかく選択的夫婦別姓を入れないということはビジネス上のリスクであるというふうに言っていますし、連合も同じように言っております。「導入して欲しい」という 60 数万筆の署名も集めたということも聞いております。にもかかわらず、今まだこのような状況にあるということは、非常に残念でありますし、今、姓を強制する国というのは、世界の中でも日本だけで、女性差別撤廃委員会から

も4度の勧告を受けているという状況もある中で、ごく一部の方の意見で押し通されてしまって、去年の議論が全く亡きが如くになってしまうというのは、大変もったいないことだと私も個人的に思っております。

ジェンダー主流化を取り入れるという英断をされた大野知事でいらっしゃると思いますので、やはり選択的夫婦別姓、これはかなり本当に私もかなり突っ込んで反対派の方の意見を聞きましたので、非常に根深い歴史認識とかですね、いろいろなものが関わっているということは非常によくわかりました。でもですね、それとこれは別なんですね。今の現代社会を見て、本当に人権、働きやすい工夫をするためにはどうしたらいいのか、とか考えたときには、やっぱり選択的夫婦別姓の導入は不可避であると私も考えております。国は、今は残念ながら反対派の人がトップに立っておられますので、なかなかちょっと動かすのは難しい状況でありますけれども、この辺は、柿沼委員がおっしゃられたように、そして加邊委員がおっしゃられたように、やはり埼玉県として、姿勢をどこかに一筆入れておくというのは非常に大事なことはないかなと考えております。少し長くなりましたけれども、意見として言わせていただきました。この辺、いかがでしょうか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 人権・男女共同参画課です。ありがとうございます。選択的夫婦別姓に関しては、男女共同参画という視点から確かに課題が多くて、今いろんな方の意見があると認識をしております。やはり男女共同参画という視点で、いろんな課題があるという課題感ということで、表現の仕方は検討させていただきますが、県の考え方、表現ができるかどうか、事務局の方でも改めて検討させていただきたいと思っております。

【布柴会長】 はい。どうぞよろしく申し上げます。他に委員の方からいかがでしょうか。御意見等ございませんか。それでは池田委員、よろしく申し上げます。

【池田委員】 ありがとうございます。私は、ファザーリング・ジャパンで父親支援をしていますので、これからの男性の家庭参画というところのお話で意見させていただけたらと思っています。どうしても、「男性の家庭参画」と言いつつも、やはり「地域参画」や「育児」しかスポットが当たっていないというところは、男性の家庭参画にはつながっていかないと思っています。誰もが働きやすい、当然、女性も働きやすいというところであれば、男性の家庭参画がかなり重要な話だと思うのですが、その辺りの本気度がもう少し事業の中で具体的な取組として伝わるというふうには思いましたので、ひと言、御意見させていただきました。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。それでは、後でまた事務局の方からレスポンス

していただきたいと思います。それでは徳田委員、お願いします。

【徳田委員】 計画を見ると、Ⅲ-2のところ、女性支援新法の関係の継続的な支援とか支援体制の充実というところに入っているのですが、現行計画の指標についてみると、Ⅲ-2のところ「人権啓発事業の参加者数」が目標として掲げられてしまっていて。おそらく国が求めている女性支援新法で規定されていることというのは、上に書かれている支援体制の充実とか、民間団体との連携というところが入ってくるはずなので、困難な女性とどうやって県がつながっていくのか、とか、どういった支援を充実させていくのか、というところをもう少し具体化して考えていただけるといいかなと思いましたので、意見として言わせていただきます。

【布柴会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。今、池田委員、徳田委員から意見がございましたが、事務局の方として何かレスポンスがありましたら。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 ありがとうございます。池田委員から御指摘いただいた話につきましては、具体的な内容、計画の内容は、これから詰めていきますので、いただいた御意見を参考に、地域参加や育休取得だけではなく、もう少し具体的な内容についても触れられるように検討させていただきます。

徳田委員から御指摘のありました指標についても、具体的にどういうものを指標にするかはこれから検討していきますので、案を作らせていただいて、また次の会議等で御意見をいただければと思っております。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。池田委員、徳田委員から何かございますか。

【徳田委員】 私は、NPOをずっとやっけていまして、本当にDV支援からこぼれ落ちた女性とたくさん接してきた関係で、女性支援新法ができたことは、本当に喜ばしく思っています。一方で、DV防止支援を拡充するような政策がなされている自治体が多いなというふうにお見受けしていて、その辺、困難を抱えた女性ってなかなか自治体とつながりにくい。そこで民間団体の活用ということが言われているので、どうやってそういった女性にリーチしていくのか、どういう支援をしていくのかというところを、是非、真剣に考えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

【布柴会長】 ありがとうございます。本当に素晴らしい困難女性支援法のより実行化していくために、より踏み込んだ具体策、特に、アウトリーチのところも積極的にという、大変貴重な御意見をいただいたかと思えます。

事務局の方でも、その辺も含めた指標設定を御検討いただけたらありがたく思います。よろしく申し上げます。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 はい。ありがとうございます。

【布柴会長】 他にいかがでしょうか。それでは、加藤委員、お願いします。

【加藤委員】 はい。まず、感想めいたことなのですけれども。資料4の2枚目。表で計画の全貌を示していただいています、一番左が「目指す姿」で、その右が「基本目標」で、その右が「施策の基本的方向」と表で整理していただいていると思います。細々した施策そのものではなくて、基本的方向という枠ですので、何をどう書くかというのは少し難しいところもあるのですけれど。やや気になるのは、Ⅲ-2の右側。④で、「障害者、外国人、性的マイノリティなど配慮を必要とする人への支援」ということで、いわゆる社会的な広い意味でのマイノリティが1つのところに一緒にされているのですけれども。県と市町村ではいろいろ違うところはあるかと思うのですけれども。私がこれまでいくつかの市とか東京都の区の同じような審議会の委員を仰せつかってやってきて、例えば、川崎市の場合。川崎市の基本計画で、やはり同じような、地域での課題解決や地域での支援というような基本目標があって、その下の施策のところ、ひとり親家庭、外国人市民、高齢者、障害者、性的マイノリティと、それぞれ別の番号がついた施策になっているんですね。常識的に考えても、障害者と外国人と性的マイノリティ、それぞれ、直面しやすい問題というのは、やはり違うところがあるんじゃないかなと思います。私としては、もしこの3つを取り上げるのだとしたら、障害のある人々への支援と、外国人の特に女性への支援と、性的マイノリティというのは、別々のナンバーを振った施策にさせていただくのが適切というか、これからの課題にうまく対応していけるんじゃないかなという感想を持ちました。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。とても大事なポイントかと思いますが、事務局の方はいかがでしょうか。今の加藤委員の御意見について。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 ありがとうございます。各委員がおっしゃる通り、今ですね、ここは黒字の部分で、現行の計画を踏襲するような形をさせていただいておりますが、今の時代に合った形ということで、改めて少し検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【布柴会長】 ありがとうございます。今、ジェンダー平等を目指していて、いろんな会

議、日本だけでなく、国際的な会議に出ますと、やはり交差性の問題、インターセクショナルリティの問題が解決できないと、真にジェンダー平等社会はできないだろうということが言われています。女性であって障害を抱えている、女性であって性的マイノリティであるとか、外国人であるとか、要は、複合差別ですね、複合差別を受けている人たちのサポートをしないと本当の意味でのジェンダー平等の達成は難しいと言われておりますので。今、加藤委員が発言されたことにもつながっているかと思っておりますので、項目立てをして、1つ1つの施策を考えていくというのは非常に重要な御意見だなと思って聞いていました。よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。それから、目標の副題案がここに書かれていますが、これに関して、委員の方から、これがいいんじゃないかとか、そういう御意見等もありましたら、併せて出していただければと思います。

はい。では、杉田委員、よろしくお願いします。

【杉田委員】 ありがとうございます。基本計画の副題については、私は、2つ目②の「あらゆる人権が尊重され、ジェンダー平等実現の埼玉」がいいのではないかと思います。その理由としては、本日、参考資料としてお配りいただいた、先月の日本学術会議のシンポジウムでの大野知事の御報告の資料を拝見しまして、先ほど来、ジェンダー主流化の取組が埼玉県として非常に先進的であるという話もあったかと思っておりますが、資料の一番最後で、「埼玉県のジェンダー平等の実現に向けて、責任を果たして参ります」というふうに知事自ら言ってくださっていますし、ジェンダー主流化に取り組んでいるということからしても、「ジェンダー平等」という言葉が入った方がいいのではないかと思ったということです。また、①ですと、「個性と能力」ということで、特に「能力」というのが、やや競争的、…まあ、競争がいいか悪いかという議論はあると思うのですが、そちらよりは、あらゆる方の、それこそ先ほど加藤委員からも話があったいろいろな社会的なマイノリティの立場のことも考えても、「人権が尊重される」ということを謳っている副題の方がいいのではないかと考えました。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。では続きまして、柿沼委員、お願いします。

【柿沼委員】 私も副題についてですけど、②の「あらゆる人権が尊重され、ジェンダー平等実現の埼玉へ」というのが、この3つの中では、これがいいのではないかと思ったのは、やはり、男女共同参画の計画ということがあります。①番ですと、どこの課が作った計画でも、こういうことは通じるだろうなと思っておりますし、③Well-being も教育局がかなり主導していくようなイメージもありますので、大野知事を先頭にする埼玉県としての男女共同参画計画だと、「ジェンダー平等実現の埼玉へ」という言葉がすごくいいのではないかとあって、やっぱり②

番で挙げさせていただきました。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございました。他に御意見ございませんか。土井委員、お願いします。

【土井委員】 先ほど資料4の説明の中で、これから様々な目標値等が決められるというお話があったかと思しますので、参考程度に聞いていただければと思います。基本目標Ⅲ-3の「生涯を通じた男女の健康支援」の推進指標を、埼玉県では「健康寿命」ということで扱われているかと思えます。他の自治体等を確認したところ、例えば、子宮頸がん検診の受診率といったことも入っています。私がすごく気になっていることとして、最近、ヒトパピローマウイルスに関するワクチンを無料化している自治体とそうでない自治体があるというところについて、男女差が発生してしまっているというところをとっても気にしております。東京都では、無料で男性も受検ができるようになったワクチンですが、埼玉県内では、一部の自治体では無料で打てるけれども、一部では打てないというところもありますし、そういうところも目標として扱ってけると良いのではないかなと思っておりますので、意見させていただきました。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございました。他にございますか。まだ御発言いただいてない委員の方どうぞ。知久委員、お願いします。

【知久委員】 今、土井委員からHPVワクチンの話が出たので、男女参画と関係ないのですけれども、医療関係からちょっと一言言わせていただきます。今おっしゃるように自治体によってかなり自己負担分が下がるのが現実で、国からの補助ももちろんあるのですけれども、埼玉県内でも、本来女性というか、もともと女性に打っているワクチンなのですが、男性もやっぱり打つのは当然ということで、男性にも補助が出ているところが幾つかありますので、その辺は、男女参画とは関係ないんですけれども、埼玉県として、やっぱり地域によって差があるようなことはどうかと思いますので、関係自治体にお声がけいただければ、女性も男性も、ある一定の年齢になったら自然に受けられるような下地を作っていたらと思います。

【布柴会長】 貴重な御意見ありがとうございました。大事なポイントかと思えます。ありがとうございます。他に何かございますか。副題に関しても何か御意見ございませんか。
では、知久委員お願いします。

【知久委員】 続けてすみません。副題は、私も2番で賛成です。埼玉県は、女医の第1号

が荻野吟子先生という、埼玉県の熊谷市の出身でいらっしゃって、我々埼玉女医会としても非常に誇りに思っている先生なんですけれども。この先生は、実は、最初、とある男性と結婚して性病をうつされて離縁される、非常に困難な、女医になるまでに辛い思いをしたという経験がありますので、「あらゆる人権が尊重され、ジェンダー平等実現の埼玉へ」というのが非常にいいなと思いました。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では、3名の委員の方が2番に賛成というご意見だったかと思います。私も2番がいいなと思います。「人権」という言葉と、「ジェンダー平等を実現」という言葉は、まだまだ必要な言葉であるというふうに思います。ジェンダー平等がある程度実現してきたならば、もうこの言葉でなくて、もっと大きなWell-beingという言葉を使ってもいいかもしれませんが、まだまだ、全然そんな傾向になっていませんので、この言葉はやっぱり残すべきであるということ。そして、ジェンダー不平等の問題は、やっぱり人権問題なんだということをしつかりと認知する上でも、非常にわかりやすい副題でもありますし、これを書いていただくと、すごく埼玉県が本当に頑張っていて、ジェンダー主流化、ジェンダー平等を真剣に取り組んでいるのだという姿勢がですね、非常にわかりやすく伝わるのではないかなという思いから、私も2番と思いました。

他にいかがでしょうか。柿沼委員。

【柿沼委員】 1つ、投げかけなんですけれど。この計画が令和9年度から令和13年度までの5年間という、埼玉県の高齢女性の比率も結構高い状態のときではないかなと思うんですね。それで、「男女共同参画」という視点から見たときに、経済力が女性たちがどれほどキープできているかということの視点から、この男女共同参画をどう絡ませていくかというのは、福祉だけではなくて、ちょっとここでも取り上げていただきたいなというふうに思います。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。以上、たくさん意見を伺いましたけれども、今、委員の方から様々な御意見をいただきましたが、事務局から何か答え、レスポンスがあればっていただければと思います。よろしくをお願いします。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 ありがとうございました。副題につきましては、いただいた御意見を踏まえまして、3案示させていただきましたが、案を整理させていただきたいと思っております。柿沼委員からいただいた課題につきましても、ちょっとその辺りもちょっとデータを確認しながら、盛り込めるところは盛り込むよう検討は進めさせていただきたいと思っております。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

埼玉県は、男女の賃金格差も全国平均よりもちょっと%が高いということですね。ということは、男女の賃金格差がそのまま年金の金額に反映しますので、当然、高齢になったときに年金額が低くなって、やはり相対的貧困層に落ちていく高齢女性の数につながっていくということになりますので、やはり全部つながってるかと思えますので、是非ともその辺も勘案したものを御検討いただければ非常にありがたいと思えます。よろしく申し上げます。

はい。いかがでしょうか。他に、どんな観点からでも結構です。よろしいでしょうか。

一旦、ここで次に移らせていただきまして、後でもし時間があれば、質疑応答を受けたいと思えます。次に移らせていただきます。

続いて議事（3）その他報告事項について、資料5「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査（概要版）」について、資料6「さいたまけん★こどもこえアンケート結果」について、まとめて説明をお願いします。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 はい。それでは資料5について御説明します。調査の実施状況についてですが、県では意識・実態調査を定期的の実施しております。前回は5年前の令和2年度です。本調査は、男女間の平等感や女性に対する暴力などの実態を把握して、県の施策の基礎資料としております。昭和52年度から定期的の実施しております。

今回の調査は、昨年9月に実施しました。埼玉県在住の18歳以上の男女5,000人を対象として調査を実施し、有効回収数が2,233人、回収率は44.7%となっています。

結果の概要について説明します。2ページ目をお開きください。男女の地位の平等感についてです。家庭生活から社会全体にわたる様々な分野で、設問調査を行っています。「政治」、「社会通念や風潮」、「社会全体」というカテゴリーで男女とも平等感が強くなっています。「平等になっている」と回答した割合は、すべての分野で男性が女性を上回っており、「平等になっていない」と回答した割合は、すべての分野で女性が男性を上回っている結果になりました。

続いて4ページをお開きください。「性別役割分担意識」です。「男性は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、「反対」、「どちらかといえば反対」の回答を合計した『同感しない』方の割合は、女性で61.7%、男性で53.7%でした。令和2年度との前回調査と比較すると、『同感しない』と回答した割合は、男女とも減少していました。

続いて9ページ目をお開きください。「女性が結婚・出産後も働き続けるためや再就職するために重要なこと」についてです。「女性が結婚や出産を経ても退職せずに働き続けるためにとっても重要であると考えていること」は、女性は、「配偶者パートナーの理解」や「家事・育児

などの分担協力」が最も回答割合が高くなっていた一方、男性は「健康を保持する」との回答割合が最も高くなっていました。「女性が結婚や出産のために退職して、その後再就職するためにとっても重要と考えていること」は、男女ともに、「家族の理解」や「家事・育児などの分担協力」が最も高くなっていました。

続いて 11 ページの中程ですが、「強く存在すると思う男性特有の負担感や生きづらさ」。これは新しく設定したのですが、「男性特有の負担感や生きづらさ」について、強く存在すると思うというのが何かを聞いたところ、男女ともに、「家族を養う経済力を求められている」という選択肢が最も高くなっていました。

続いて 12 ページ目。「配偶者等からの暴力の被害経験」について尋ねたところ、「何らかの行為が何度もあった」「何らかの行為が 1、2 度あった」の合計は、全体では 2 割台前半、女性では 26.1% で約 4 人に 1 人が被害経験があるとの結果になっています。また、被害経験の内容では、「心理的攻撃」が男女ともに最も割合が高くなっていました。被害経験のある人のうち、女性の 2 割、19.4% が相手の行為により命の危険を感じたことがあるとの結果になっています。

続いて 15 ページ目中ほど。「これまでに抱えたことのある悩み」について。女性を対象に「これまでに抱えたことのある悩み」を質問したところ、「特にない」を除きますと、「家族の障害や疾病」への回答割合が 1 割強で最も高く、次いで「離婚問題・家庭不和」、「配偶者やパートナー、元配偶者などからの心理的暴力」の回答割合が高くなっていました。

資料 5 については、以上です。

続いて資料 6、「さいたまけん★こどものこえアンケート結果」について御報告します。県では、こどもたちの意見を幅広く聴取し県の施策に反映させるため、インターネットを利用した Web アンケート「さいたまけん★こどものこえ」を実施しています。

このたび、18 歳以上を対象とした令和 7 年度男女共同参画に関する意識・実態調査の対象外になるこどもたちの意見を聴取する目的で、「男女共同参画に関する意識について」をテーマに「さいたまけん★こどものこえ」を用いてアンケートを実施したものです。

実施概要を説明します。昨年 12 月に未就学児の保護者から高校生までの「さいたまけん★こどものこえ」メンバー合計 2,382 人を対象としてアンケートを実施し、1,734 人から回答いただいています。

3 ページ目、アンケートの結果の概要です。「男女の役割分担」について。将来、大人になったら仕事や家事などの役割を性別にかかわらず担う方がよいか聞いたところ、性別にかかわらず担う方が良いと回答した割合が、どの性別どの属性でも 6 割以上と最も高くなっていました。

続いて 4 ページ目。「将来学びたいこと」について。将来学びたいことや分野について聞いたところ、「理学系」「工学系」と回答した割合は、全ての属性で男性が女性を上回り、「人文科学系」「医歯薬学系」と回答した割合は全ての属性で女性が男性を上回りました。

続いて7ページ目。「将来なりたい職業」について、なりたい職業の分野について聞いたところ、「医療、福祉」と回答した割合は、全ての属性で女性が男性を上回り、「製造業」、「運輸・郵便業」と回答した割合は全ての属性で男性が女性を上回っていました。

続いて9ページ目。「将来、就職したら、社長や管理職などの会社やチームのまとめ役になりたいか」聞いたところ、「そう思う」と回答した割合は、全ての属性で男性が女性を上回り、「あまりそう思わない」「そう思わない」の回答の合計では、全ての属性で女性が男性を上回っております。

資料6については、以上です。

【布柴会長】 御説明ありがとうございました。続きまして、その他報告事項等があれば御説明をお願いします。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 「参考資料」について、まとめて説明します。

参考資料1は、先ほどもお話がありましたが、ジェンダー主流化の推進について、2月28日に日本学術会議社会学委員会が主催した公開シンポジウム「今こそジェンダー主流化を」に、大野知事が登壇し、本県のジェンダー主流化の取り組みについて御報告しました。

資料1ページに記載しているのが当日のプログラムでありまして、知事は自治体の現場の実践例として、本県の状況について報告を行っております。

2ページ以降は、知事が実際に説明に使用した説明資料です。詳細については、この資料をもって報告に代えさせていただきたいと思っております。

続きまして、参考資料2、「男性DV被害者支援事業」についてです。配布資料は公開資料ですけれども、この事業は、令和8年度新規事業として計画中の事業になります。現在、県議会で予算審議中ですが、内容について簡単に御紹介します。この事業案は、ジェンダー主流化を踏まえた取組としまして、男性DV被害者が支援につながりにくい現状から、男性DV被害者への支援を強化しようとするものです。具体的な内容としましては、男性DV被害者専用の相談窓口を設置し、相談を促すための普及啓発を行うとともに、男性もDV被害者になり得ることを周知し、併せて市町村や民間団体に対して研修を行うことにより、支援体制を強化した上で、適切に個別の支援を実施していくものです。

以上、簡単ではございますが、参考資料2の説明は以上になります。

【布柴会長】 ありがとうございました。それでは、ただいま資料5、6及び参考資料に関する事務局の説明について、あるいは、これまでの全体を通して、御意見や質問等がありましたらお願いします。意見質問ある方はリアクションボタンでご説明いただくか、マイクをオンにして声を直接出していただければと思います。

これで資料は全て説明いただきましたので、残り時間あと 15 分ぐらい質疑応答の時間にとれるかと思います。

どんな観点からでも結構ですので、御意見ありましたらよろしく申し上げます。大原委員、申し上げます。

【大原委員】 私は、「埼玉レディース経営者クラブ」という、女性が参加している埼玉県的女性経営者団体の会長をやらせていただいているんですけども。そこで皆さんの意見として、やはり女性は「ガラスの天井」があって、経営者としていろいろ厳しいことがたくさんあると言われたのですが。ちょっとお子さんのアンケートを見てすごいショックだったんですね。女の子が、やはり経営者を目指していないんだ、こどものときから目指していないという。何がそうさせているのかなというのがすごく興味があってですね。そこら辺って、これからのこと、特に知事は、今、埼玉県で女性活躍ということで、女性の経営者を、特に、1人ではなくて、何名かを雇用できるような女性の経営者を求めています。ですから、お子さんのときからもう少し何かプラスの教育って必要なかなと思って、自分の中でもですね、ちょっとアンケートの結果に衝撃を受けたということをお子さんにお伝えしたいと思います。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。やはり、ロールモデルがなかなか近くにいないというのも、1つの原因なのかなというふうには思っていますけれども。是非とも大原委員、積極的にロールモデルとしてやっていただけると、大変ですけど、大変心強いなというふうに思いますね。ありがとうございます。

それでは柿沼委員、そのあとに土井委員に順番で御発言をお願いします。

【柿沼委員】 男性DVの加害者と被害者から相談を受けたことがあるんですけども。結構、相談窓口がないというのが1つと、それから追い詰められている状況だと、加害者の方の人は、自分がどうしても自分の加害を自覚しながら、どうしていいのかわからないのか、どこで止めていいのかわからないのか、機関銃のように喋られるとつい手が出てしまうとか、いろいろありました。それから、奥さんに殴られているという人もいたんです。やっぱり女性が弱くて男性が強いという固定観念でははかり切れないところもありますので、With You さいたま、男女共同参画センターですので、男性の相談窓口をもっといろいろな方法を使って広めていただきたいというのが強い希望です。

それから、男性は本当に相談に行かないで悩んでいる方が、氷山の一角というか、かなりいらっしゃることも事実ですので、お願いをしたいと思います。

それから、私もこどものときから、もうそんなことを目指さないのかと、実に思った方なんですけれども、やはり家庭の中で、父親も母親でも年寄りもそうですけれども、「女の子だからお

となしくする」ということではなくて、「できることをどんどんやって、自分の能力を生かしなさい」というふうに常日頃していただくことが、改めて重要なのかなと思いました。学校の先生方にもお願いをしなくちゃならないことも多いかと思います。学校の先生自体が、そういう点がありますので、まだまだ管理職のポジションに女性が多く挑戦していないという事実がありますので、是非それは、県庁を挙げてお願いしたいと思います。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。土井委員、お願いします。

【土井委員】 ありがとうございます。先ほど資料6の方でお子さんの意見を挙げていただいたと思います。今の我が国の中では、こども家庭庁ができて、こども・若者の声を議論の中心と一緒に整えていこうという議論がある中で、この埼玉県の男女共同参画審議会の中の委員などの中でも、こども若者の声を吸い上げる仕組みというのを是非とも取り入れていければよろしいのではないかなと思っております。

私自身は、今回、市民委員として立候補した中で、大学院生という立場から、若い世代のこどもの声を吸い上げたいという気持ちもあって、こちらに参加しているところもありまして。大学生世代の声は今回の声の中には集約されていませんでしたけれども、是非とも、こども・若者の声を取り入れるような、これからの5年間の計画になっていかれるとよいのではないかと思います。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。続きまして臼田委員、お願いします。

【臼田委員】 資料5の3ページ目。ちょっと勉強不足でわからないので、教えていただきたいのですが。《図2》の時系列比較。特に女性ですけれども、家庭生活、学校教育、職場、政治、社会通念や風潮、社会全体、これ全部共通しているんですけれども。平成30年のところから下がっているんですね、全て。逆に、平成30年がピークで高くなっていて、そこから下がってるわけですけれども。前回の平成27年から平成30年の間に、何かこれは県もしくは国の方で何か施策があったのですか。なぜ多くの項目で、ここを境に下がったのか、経緯を教えてください。

【布柴会長】 事務局の方で何かわかりますでしょうか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 御指摘ありがとうございます。そこについては、私どもの方で明確なお答えができませんので、ここについては、内容を確認して検討させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

【臼田委員】 わかりました。ありがとうございます。

【布柴会長】 小林委員、どうぞお願いします。

【小林委員】 資料5と資料6についてお伺いしたいのですけれども。18歳以上の意識・実態調査は5年毎に調査しているという説明が事務局からありましたが、「こどものこえアンケート」について、令和7年度に行ったとの報告があったんですけれども、こちらもそれに対応して、同様の期間で調査をされてるのかということと。

それと、先ほど土井委員からのお話もありましたが、若者の意見というか、意識調査なりそういった調査結果をもとに、男女共同参画の意見は施策に反映していただきたいというのは、今後、この社会環境の中で必要になってくるのかなというのも私も改めて感じましたので、それを申し上げたいのと。

それと、「こどものこえアンケート」の中の回答者の属性のところ、小学生（低・高）、中学生、高校生、未就学児というのがありますけれども、具体的な意見を答えていただける中学生と高校生の比率が他の学年・年齢層よりも低くなっているのかなというのが、少しバランス的のところはどうなってるのかなというのもお伺いしたく。先ほど、いろいろ職業意識調査ではないですが、そういった具体的な話になっていくと、中学生なり高校生なり、そういった方が、ある程度将来の目標意識とかが強くなってくるのかなと思いましたので。比率が低いことで、そういった数値も低くなる結果が出ているのかなと私なりに分析したのですが、その辺の背景をお伺いできればと思います。

【布柴会長】 ありがとうございます。事務局からお答えをお願いします。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 この「こどものこえアンケート」については、昨年度初めて実施したもので、データはこれが最初のデータということになります。属性については、「こどものこえアンケート」自体が、当課で実施しているものではないので明確に答えることはできないのですが、メンバーとして登録している方に行ってるアンケートなので、母数に少し差が出ているということのようです。

【布柴会長】 調査に関しては、調査会社などに依頼されたのかなと推察するのですが、属性はやはり整えた方が、データとしてより信頼性の高いものになるかなと思いますので、初めての試みとのことですので、また属性のバランスも御検討いただいた上でやっていただければと思います。にもかかわらず、非常に興味深い結果が出ているということですね。

その人が大きくなればなるほど、社会に接点を持てば持つほど、やはり性差別というものに晒

されているというのは非常に良くわかります。

【小林委員】 今回、こういった意識調査を始められたということなので、これを教育の現場とかに具体的に反映していく施策というか、そういったものも生まれてきて欲しいなど希望しております。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。それでは臼田委員、お願いします。

【臼田委員】 はい。資料5の1ページ目。こちらの回答者プロフィールを見てみますと、男性の部分、私も50代ですけども、50代以上でもう回答者の6割になってしまうんですね。女性の場合には、実際、ジェンダー平等やいろんな部分も含めて、年齢関係なく昔からずっと課題としてあったと思うのですけれども。男性に対して、男性における意識って、やはり正直、僕はかなり違いがあると思うのですよね。そういう中で、実際に40代以下の割合にしても、男性は40%弱ですね。この年代別で出すような部分は何か考えているのかどうか。女性以上に男性における部分というのは、年齢毎における回答というのは、やはり大きく違うのではないかなと。特に、若い人たちは、やはり意識が変わってきているのではないかと思うのですが、そこはどうかのでしょうか。

【布柴会長】 事務局から、いまの質問に関して答えられますか。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 調査に当たっては、無作為抽出で地域別に分けて、住基台帳の比率によって調査を行っているものです。実際の比率で調査しているということです。ただ、あえて言えば、今回、若い方の回答がなかなか得られなかった事実もございしますので、実態調査の報告書の中では、若年層の回答については参考程度とさせていただきますという注釈をつけさせていただいてるところです。

【布柴会長】 ありがとうございます。先ほど委員からもありましたけれど、若者の声を反映したアンケート調査の実施をしていくというのも1つのアンケートの課題なのかなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

加藤委員、お待たせしました。

【加藤委員】 2つあります。ひとつは「こどものこえアンケート」というのは私も興味を持っておりまして。先ほど埼玉県ウェブサイトを見ていたんですけども。元の質問票はサイトでは見当たらなかったのですが、小学校低学年の子どもたちに、先ほどの資料にまとめ

られたような言葉遣いで直接質問しているとは思われないので、どういう形で調査をされたのか興味があります。ここで事務局の皆さんに言うことかどうかわからないのですけれども、そういう調査票があればいいなと思ったのがひとつです。

2つ目は、すごい大きなことなので簡単に言いますけれども。各自治体は、やはりこういう調査をしているんですね。調査のデータが非常に豊富で、報告書も分厚いものになるんですけれども。今日、私も質問させていただきましたし、各委員からいろいろなこの数字が何を意味しているのかという、分析レベルに関わる御質問が出たと思うのですが、これに事務局の皆さんが答え切るのは無理だと思うんですね。端的に言って。つまり、社会学とか行政学の専門家が数人集まってデータをもらって半年ぐらい分析して議論しないと答えられない質問がいっぱいあったと思うのです。調査はどの自治体もやってらっしゃるのですが、そこまでやってる自治体というのは、なかなかないだろうと思うんです。埼玉県は県ですので、市とか区よりはもう少し何かできるんじゃないかと思えますので、せっかくの調査を生かすにはですね、何か専門家を2、3ヶ月でいいですから雇ってですね、その報告書とは別に分析をしてもらおうとか、あるいは分析も盛り込んだ報告書を作るとか、本当は、そういうことが必要ではないかなど。それでこそ、せっかくやった調査が行政に実際にフィードバックされて生かされるんじゃないかと、これ前々から思っていることなんですけれども、本日改めて痛感したので、一応申し上げておきます。以上です。

【布柴会長】 ありがとうございます。事務局の方から何か回答がありましたらお願いします。

【事務局（人権・男女共同参画課）】 ありがとうございます。加藤委員がおっしゃる通り、調査をしてその結果を専門的に分析しきれていないというのは、おっしゃる通りだと思います。専門家を雇うということができるかどうかというのはありますが、せっかくのデータですので、それをどのように活用できるかは検討はさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

調査票、先ほどの「こどものこえアンケート」の調査票については、委員の皆様に御提供できるかどうか検討させていただきたいと思えます。

【加藤委員】 ありがとうございます。お願いいたします。

【布柴会長】 ありがとうございました。活発な御意見をいただいている間に、あっという間に時間になって参りました。最後これだけは何か言っておきたいという方がいらっしゃいましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。大変円滑な運営と活発な貴重な御意見をたくさん賜りまして、ありがとうございます。事務局の皆様におかれましては、いろいろな意見が出ましたので、宿題と課題を突きつけられたような感覚になっておられるかもしれませんが、これも、やっぱり埼玉県がますます誇れる県になるようにということで審議会の意見として申しましたので、何卒よろしく取り組んでいただきますように、お願いできればと思います。

本当にあっという間に時間になったように思いますが、そして今回ですね、会長そして議長を務めさせていただきましたが、既に2期、会長を務めさせていただきましたので、今回をもちまして最後の会長職になります。審議会の委員の皆様には、様々な角度から大変貴重な御意見を賜りまして、私自身も大変勉強させていただきました。今後もこの審議会は続いていくと思いますので、継続される委員の皆様は、ますます男女共同参画の推進に向けて御尽力いただければ、私も大変嬉しいです、共に頑張っていけたらなと思っております。

本日の議事はこれで終わらせていただきたいと思いますので、事務局の方にマイクをお返ししたいと思います。委員の皆様改めまして本当にどうもありがとうございました。お疲れ様でございました。